常任委員会**一**覧表

資料５

|  |  |
| --- | --- |
| 委員会名 | 所管 |
| 総務 | 副首都推進局に関する事項政策企画部に関する事項（危機管理及び安全なまちづくりに関する事項を除く。）総務部に関する事項財務部に関する事項会計局に関する事項他の常任委員会の所管に属しない事項 |
| 警察危機管理 | 政策企画部のうち危機管理及び安全なまちづくりに関する事項公安委員会に関する事項 |
| 府民文化 | 万博推進局に関する事項スマートシティ戦略部に関する事項府民文化部に関する事項（教育に関する事項を除く。）ＩＲ推進局に関する事項 |
| 教育 | 府民文化部のうち教育に関する事項教育委員会に関する事項 |
| 健康福祉 | 福祉部に関する事項健康医療部に関する事項 |
| 環境産業労働 | 商工労働部に関する事項環境農林水産部に関する事項 |
| 都市住宅 | 都市整備部に関する事項大阪都市計画局に関する事項大阪港湾局に関する事項 |

※ 常任委員会委員の定数は、委員会条例第３条の規定により１２人以内とし、議会の議決で決める。